

川越市農業振興計画後期改訂版(案)に対する意見と市の考え方

川越市農業振興計画後期改訂版(案)について、平成25年12月2日から平成26年1月6日までの間ご意見を募集したところ、2名の方から7件のご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。提出いただいた意見の概要と、それに対する市の考え方をまとめましたので、お知らせします。

No.	意見の概要	計画(案)の該当項目	意見に対する市の考え方
1	行政は農地の適正利用と宅地等への転用のない様監視し、農道、かんがい水路の整備・見直しのみに集中して、技術的・金銭的支援は一切関与しないでよい。	計画(案)全般	TPPの問題、産地間競争の激化、担い手の高齢化など、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。市内の農業を、にぎわいに満ち活力あるものとするだけでなく、農地を農地として残し次代に継承していくためには、今後もさまざまな技術的・金銭的支援が必要であると考えております。
2	伝統野菜や地域の土壌に合った農産物の生産を支えるためにはシードバンクの設置が必要ではないか。川越ブランドの育成にも活用できるかと思う。	基本方針＝食料の安定供給の促進 施策＝「川越ブランド」の振興 取り組みの内容＝関係機関と連携して、新たな「川越ブランド」の構築を支援します	伝統野菜など固定種の振興については、希望農家に種子を配布するなどの支援をしてまいりました。今後は、個々の農家における種取りとその種を使った栽培の継続を期待しています。シードバンクについては、今後の検討課題とさせていただきます。
3	農業実務経験はあっても、非農家である者が稲作業界へいかにして参入できるようにするかという論点が全く明記されていない。就農相談窓口はあってもなくても同じなのが現状である。 認定就農者の制度は資金面での支援が受けられるか否かの基準のみでしかなく、社会的認知度や効力などないのが現状で、制度そのもののあり方が問われる。	基本方針＝担い手の育成・確保の推進 施策＝幅広い担い手への支援 取り組みの内容＝関係機関と連携して、新規就農希望者に対する情報提供、技術指導、農地確保等に関する支援を行います	「取り組みの内容」において非農家の方の農業参入については特に言及はしていませんが、農家であるか否かに関わらず、新規就農希望者に対する支援は今後も継続してまいります。 認定就農者制度は、将来効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような就農計画を作成した新規就農希望者を、埼玉県就農促進方針に基づき知事が認定する制度です。認定就農者となることで、資金面の支援だけでなく、就農準備から就農後のフォローアップまで、一体的な就農支援を受けることができます。 多様な就農のニーズに対応し、新規就農を促進するためには、新規就農者の経営が軌道に乗るまでの所得確保が重要です。また、就農時には機械設備など整備も必要です。就農前後の金銭的な負担を軽減するためにも、資金面での支援は重要であるとと考えております。

No.	意見の概要	計画(案)の該当項目	意見に対する市の考え方
4	地域ごとの計画を作る考えは大切。特に福原地域で循環型かつ環境保全型、山田地区で生物多様性型稲作の先進地域の取り組みを進めてはどうか。	基本方針＝担い手の育成・確保の推進 施策＝地域農業のしくみづくり	農林水産省が推進している施策である「人・農地プラン」については、原則として農協支店単位ごとのプランの作成を目指しております。今後地域と共にプランを作成する際に、ご指摘の事項についても提案してまいります。
5	農産物の地産地消を進める直売所の役割は大きいと思う。また、庭先販売も近隣の住民には大いに役立っている。これらを広める取り組みを期待する。また、観光客に川越で栽培している農産物を広めるアンテナショップを設置してみてもどうか。	基本方針＝市民ニーズへの対応と流通の多様化の推進 施策＝地産地消の促進 取り組みの内容＝庭先販売マップ作成などを通じて、地産地消を促進します／直売所の設置・運営に対する支援や朝市などの開催を通じて、直売機会を拡充します	市内の農産物直売所などを掲載した庭先販売マップについては、平成23年度に作成・配布をしています。今後も定期的に更新するなどして、地産地消の促進に努めてまいります。アンテナショップの設置については、今後の検討課題とさせていただきます。
6	循環型農業と環境保全型の農業のために市民の協力がかせない。たい肥を作るための雑木林の落ち葉掃きが組織的にかつ継続的にできる体制作りが必要かと思う。伝統的な農具製作の技術を継承できる取り組みも大切にしてほしい。	基本方針＝環境と共生した持続可能な農業の推進 施策＝農の多面的機能と環境の保全 取り組みの内容＝住民参加型の保全活動等を促進して、川越らしい里山景観の保全に努めます	落ち葉掃きについては、現在も三富地域農業振興協議会などによる市民参加型の落ち葉掃きイベントが継続的に実施されています。市は、その広報活動などを通じて、今後も保全活動を支援していきます。伝統的な農具製作の技術継承については、今後の検討課題とさせていただきます。
7	水田適正地域において、水田を土盛りしミカン栽培が行われ、表土が風雨で道路や隣接する水田に流失しているといった、農地の不適切な利用が許されている。	基本方針＝農業基盤及び生活環境の整備 施策＝農用地区域の保全 取り組みの内容＝長期的に農業振興を図るべき地域を保全します	水田から畑への転換といった農地改良については、農地法等の規定に基づき、手続きをしております。今後も、農業委員会と連携して、適切な土地利用がされるよう指導してまいります。